

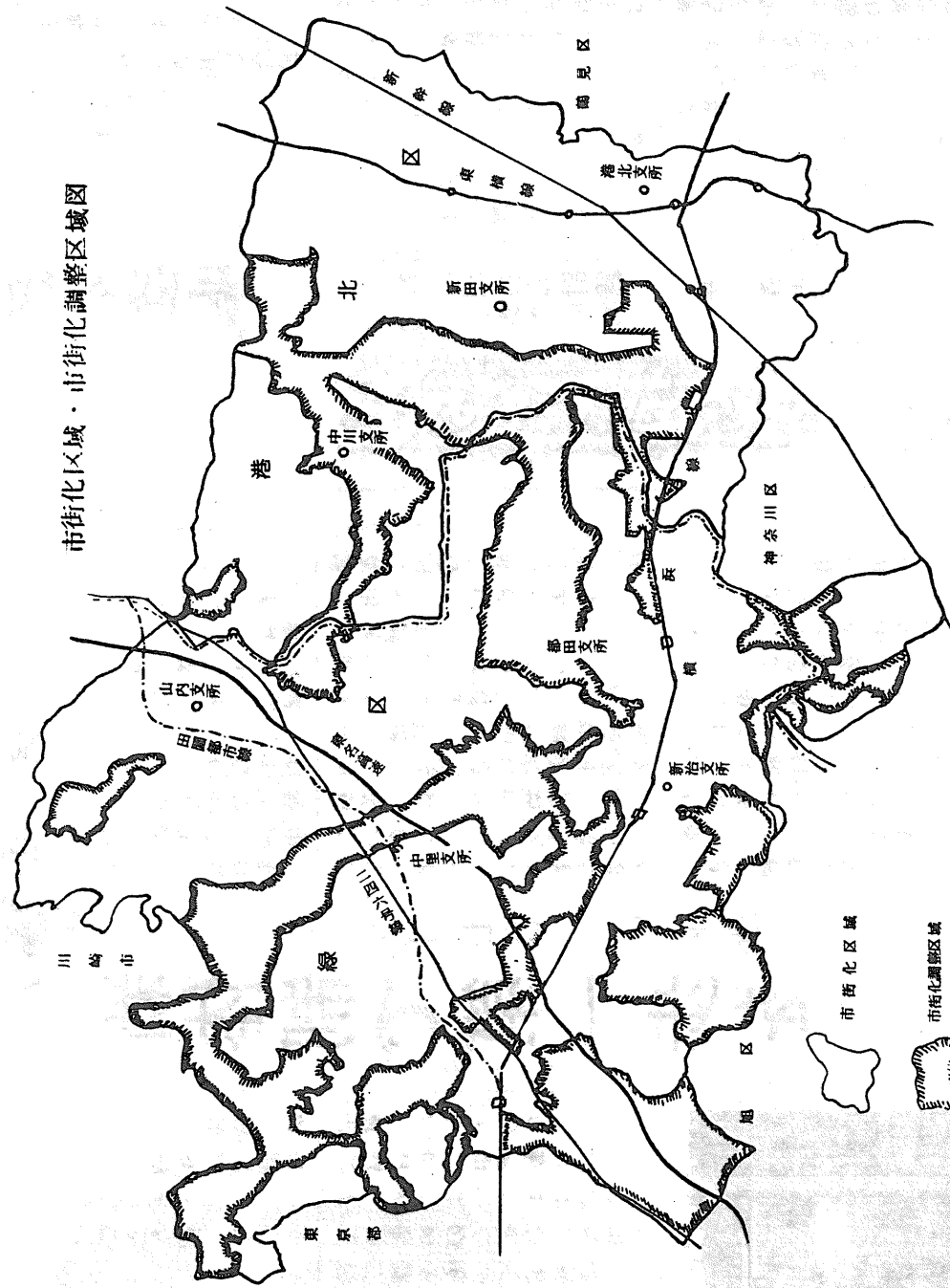
北港	6月9日(午前)
田都	6月16日(午後)
田新	6月9日(午後)
中山	6月2日・16日・30日(午前)
山中	6月2日・30日(午後)
新治	6月23日(午前)
	6月23日(午後)

よはま

北農協だより

編集と発行

横浜市緑区池辺町2710番地
 横浜北農業協同組合
 企画管理室広報課
 電話045(981)5502(代表)
 郵便番号 226
 毎月1回1日発行 全組合員配布



本誌は
 お意のままに
 指示を仰ぐ
 如何に致すか

一 農家平均 50万円~150万円

ですが、大要次のように云うことができます。一、家賃の水準(年間一平方メートル最高で九千四百円、最低で四千七百円、

きと年十二月、港北、新治、中里、山内の四支所のうちで約一二〇戸の貸家経営農家にお手数をかけた、貸家経営調査がこのほど、大体まとまり、農協にその報告がとどきました。これは東京大学農学部が学生が一軒づつ、お訪ねして聞き取りを行なったものでこの地区での貸家経営の概況を示す貴重な資料としてこれから大いに役立つこと

平均六千六百円となっている。二、家賃と地価との関係 貸家市場と地価市場とは相対的に独立しており、地価上昇と家賃上昇とのつながりは少ない。家賃は年間七〜八%づつ上昇してきているが、地価は平均二〇〜三〇%上昇し

横須田町、大場町に連る北の大部分を市街化区域に、※新治地区、東本郷町、横浜線以北を除き市街化区域に、

線引き第二次案発表 地域の要求概ねとおる

てきている。調査例の中では地価が五十倍になっているのに家賃が据え置かれているところや、家賃の上昇としては最高の一・五倍のところでも地価は七・五倍とはねあがっている。三、家賃と建築単価 家賃は地価よりも建築単

四、一農家当りの貸家 貸家の床面積平均一〇〇平方メートルから五〇〇平方メートルを持つ農家が全体の七二%に及んでいる。家賃収入(償却費、固定資産税、経常費を差引いたもの)では年間五〇万円から一五〇万円の範囲に入るものが六二%を占めている。純家賃収入の貸家建設投下資金に対する比率は一〇%〜二〇%のものが全体の六〇%をしめて

黒須田町、大場町に連る北の大部分を市街化区域に、※新治地区、東本郷町、横浜線以北を除き市街化区域に、

設計画に基づく市街化区域、市街化調整区域区分第二次案が、五月一日漸く県・市から発表された。大きく変わったところでは、※都田地区、川向町北耕地から下野田にかけて、調整区域を市街化区域に、※山内地区、元石川町、荏子田、平川附近一部を残して市街化区域に、※中里地区、大場町、南耕地を除き市街化区域に、

五、貸家経営の新しい型 新しい型として民間企業による地上権対価方式と農協からの高額融資をうける社員寮方式があげられている。地上権対価方式の説明は省略するが利廻りは木賃貸家と大差はないが、地価の上昇による利益を農家が放棄したのと同じで将来のウマ味がない。また社員寮方式も全額融資の建設の場合、当分の間小遣程度の現金収入に過ぎないが、両方式とも土地売却による貸家建設と比べての有利さは譲渡所得税の税率が引き上げられれば引き上げられるなど重要なものになってくるものと思われる。

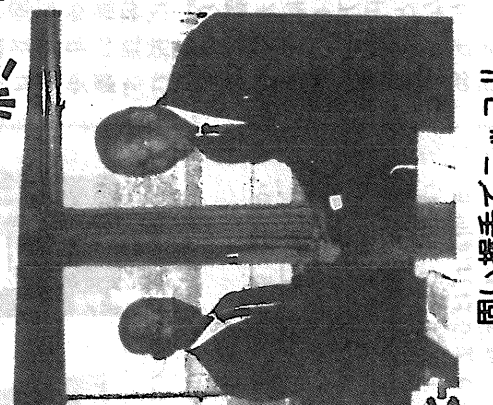
五、貸家経営の新しい型 新し型として民間企業による地上権対価方式と農協からの高額融資をうける社員寮方式があげられている。地上権対価方式の説明は省略するが利廻りは木賃貸家と大差はないが、地価の上昇による利益を農家が放棄したのと同じで将来のウマ味がない。また社員寮方式も全額融資の建設の場合、当分の間小遣程度の現金収入に過ぎないが、両方式とも土地売却による貸家建設と比べての有利さは譲渡所得税の税率が引き上げられれば引き上げられるなど重要なものになってくるものと思われる。

以上の外、昨年末、素案に対し各地区から提出された意見書及び、一月三十日横浜市公聴会の際の公述による要求の大半が採用修正

しかし、尚一部要求無視のところが各地区三、四件、従覧期間の五月十四日までにそれぞれ再申請されたが、これによる大きな変化は望めない模様である。これが都市計画審議会の審査を経て最終決定となり、公示は六月一日の予定である。

事務引継ぎを 終る

―新旧組合長堅い握手―



固い握手でニッコリ

五月七日組合長の事務引継が行なわれ、引継書三通に新旧組合長をはじめ理事、そして立会人として代表監事が夫々署名捺印し、ここに新役員体制下、正式に力強く第二年度を踏み出した。新旧組合長は終了と同時に堅く握手を交わし、列席の全員喝り止めぬ拍手を送った。

五月七日組合長の事務引継が行なわれ、引継書三通に新旧組合長をはじめ理事、そして立会人として代表監事が夫々署名捺印し、ここに新役員体制下、正式に力強く第二年度を踏み出した。新旧組合長は終了と同時に堅く握手を交わし、列席の全員喝り止めぬ拍手を送った。

都市計画法公聴会 七名が壇上に立つ 三月末までに修正決定か

都市計画法第一六条公聴会の開催等に基づく横浜市公聴会が一月三十一日午後一時から、横浜文化体育館で、県主催により開かれ、さきに提出した意見書をもとにしたこの公聴会によつて、三月末までに修正決定がされると見られて、地域農業団体や地権者等の関心も強く、集まるもの一、五〇〇名のなかで、定刻きつかり開始されました。

この日の公述人は二十人に定められ、一人の持時間は十分間。一方的に意見を述べただけで、当局側の発言はいつさいありません。語気はげしく演壇をたたくもの、あるいは「誰でも

住みたくなる都市づくりの理念をわきまえていないときめつけるもの、あるいは今後修正案を示す場合、公聴会は農協単位に下げることができたと強調するなど、地域住民の意志を切実に訴えました。北農協管内からの公述人は次のとおりです。

順序	氏名	支所名
18	関戸孝明	(山内支所)
19	米山茂作	(新田支所)
20	白井行明	(新治支所)
21	森 正治	(新田支所)
22	小島新治	(新治支所)
23	信田隆治	(本 所)
24	河野伊助	(都田支所)
26	渡辺嘉一	(中里支所)
27	横溝誠一	(港北支所)

「買い替をしないように」す。港北ニュータウンなどの土地の大量荒廃の結果、組合員のなかで資産の買替えをされる方が多く見受けられます。農業経営の維持拡大に、畜産用地の確保に、あるいは将来の土地投資にと、いろいろ計画のうえで土地を

これらの人は、専門家で、すから皆さんの希望に合うような土地をすくりに探し出して呉れますが、この中にイカ物も含まれていることがありますから充分注意して下さい。買った土地に抵当権がついていたのがあとで分つて慌てた

資産の買い替えには

まず農協にご相談を!!

以上多くならないように、「資産の買い替え」土地の購入のときは急がず、まず農協にご相談して下さい。農協では、その土地のある農協等によく問い合わせ、間違いないように調査してご返事をします。農協をよき相談相手として農協はこんな悩みがこれ

「税金が安くなる」確定申告のメド切日は、十六日です。今日は所得から「差し引かれる金額」として、各種控除を、抜きたして説明してみました。

基礎控除と配偶者控除
先ず基礎控除と配偶者控除ですが、44年分は、どちらも十六万七千五百円です。扶養控除額は一人につき

基礎控除と配偶者控除について
九万五千円ですが、配偶者が、配偶者及び、扶養控除を受けない場合は、扶養親族のうち一人は十万七千五百円控除されます。

基礎控除と配偶者控除について
但し、老年者と寡婦は、それぞれもあてはまる場合は、どちらか一方だけが引けます。社会保険料控除(国民健康保険、国民年金、失業保険、厚生年金保険など)を支払った金額が引けます。

「税金が安くなる」確定申告のメド切日は、十六日です。今日は所得から「差し引かれる金額」として、各種控除を、抜きたして説明してみました。

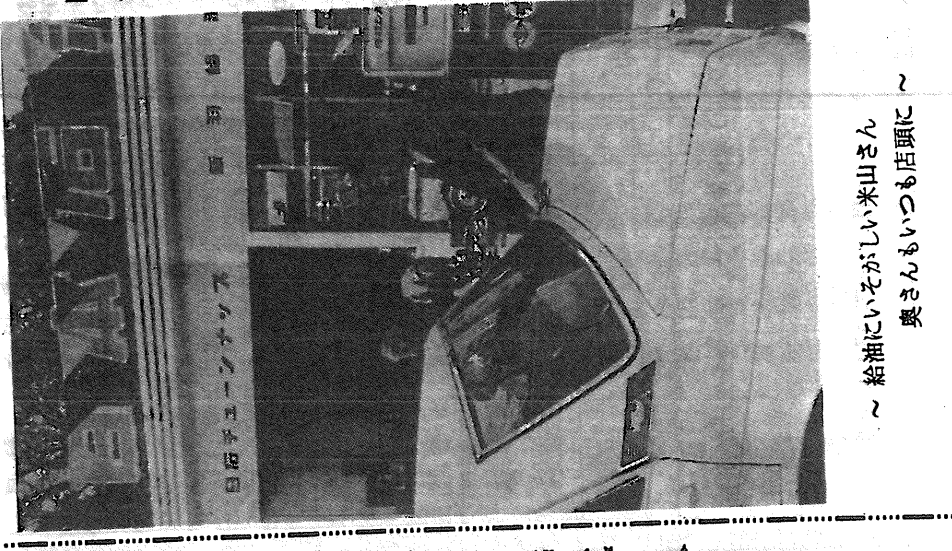
この道を行く No.3

将来の繁栄を目指して

新羽町 米山貞雄氏

将来、近郊農業はどうなっていくのだろうか、と問われたのは、米山さんが、生産班長になって、間もない四三年の春、港北ニュータウン開発の話が持ち上がり、経営の基礎である農地の大部分が区域にある事が、GS経営に踏み切らせた動機の第一点であると語られました。

そうした事から四三年一月に開店、米山さん本人と奥さん、長男、長女、家族の方が中心となり、従業員含めて、総勢七人。このうち奥さんと、長女の明美



給油にいそがしい米山さん
奥さんもいつも店頭で

電算機導入
八月一日をめざして準備中
北農協の電算機が動き出すまで余すところ、一五〇余日となりました。今電算機導入準備室では八月一日日本稼働をめざして準備を急いでおりますが、当面の大きな準備作業であります。組合員コード、貯金コードの設定作業が、支所段階での行程を終り、3月中旬完成を目標に着手と進められております。

組合員コード作業にはげむ職員
この組合員コードは、組合員の皆様方と農協との取引の基本となるものですが、只今日本ニバック社の電算機を使って支所で作成し、パンチ指示書をもとにカードをパンチし各支所別生産班別に区分けし、組合員の皆様と農協との取引原簿を作成しているところで、この口座設定作業が終了しますと、一般的には電算機

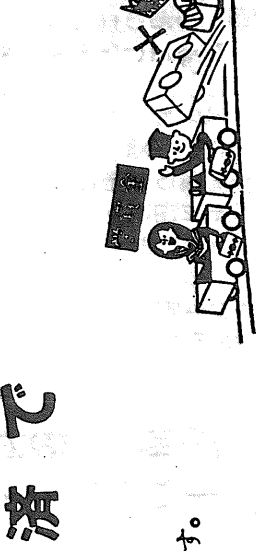
導入の準備は半分以上進んだと云われております。支所の窓口では、組合員コードが設定完了いたしますと次の段階に入ります。つまり、具体的に皆様からお預りしております貯金をコンピュータに乗せるため、貯金元帳を更新するという大きな作業があります。予定としては四月下旬から、五月上旬にかけて元帳の移行作業を実施してまいります。

「石の上にも三年」と云うように、今の基礎をもとに経営のあり方を一生懸命覚えて、自分のものにしてほしいとの意気込みが、言葉少な中からも察しられ、かつその中で将来の夢をひそかに描いて、居られるように伺われました。

将来は、
将来の計画については、「石の上にも三年」と云うように、今の基礎をもとに経営のあり方を一生懸命覚えて、自分のものにしてほしいとの意気込みが、言葉少な中からも察しられ、かつその中で将来の夢をひそかに描いて、居られるように伺われました。

生命の保障は 有利な 農協 共済 経済で

生命共済……万が一に備えながら定期並の利息で貯金が出来ます。交通事故や法定伝染病の場合は倍額支払われます。こども共済……こどもの成長は早いものです。たちまち入学、結婚です。資金に今から少しづつ積み立てておきましょう。万一(親が死亡した)の場合には以後の掛金は免除されます。



給油にいそがしい米山さん
奥さんもいつも店頭で

2月くらしの相談日
2月10日 (午前)
2月17日 (午後)
2月10日 (午後)
2月3日・17日 (午前)
2月3日 (午後)
2月24日 (午前)
2月24日 (午後)
北田
田川
内里
治
港都
新中山
中新



北農協だより

編集と発行
横浜市緑区池辺町2710番地
横浜 北農協同組合
企画管理室広報課
電話 045 (931) 5502~5504
郵便番号 2 2 6
毎月 1回1日 発行 全組合員配布

港北区師岡町にて

この左側が市街化区域、右側が調整区域に指定されたが……。この矛盾、隣接区のおおりに受けたのではないだろうか？

市街化区域 調整区域 市街化区域 わかれ道?



都市計画法特集

2月くらしの相談日
2月10日 (午前)
2月17日 (午後)
2月10日 (午後)
2月3日・17日 (午前)
2月3日 (午後)
2月24日 (午前)
2月24日 (午後)
北田
田川
内里
治
港都
新中山
中新



北農協だより

編集と発行
横浜市緑区池辺町2710番地
横浜 北農協同組合
企画管理室広報課
電話 045 (931) 5502~5504
郵便番号 2 2 6
毎月 1回1日 発行 全組合員配布

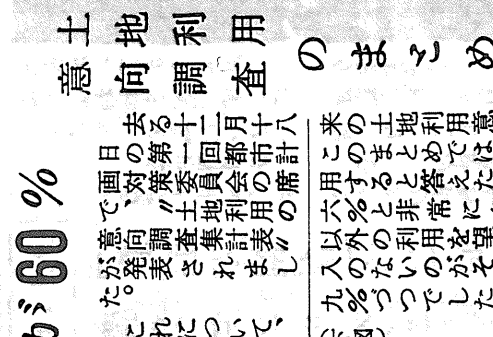
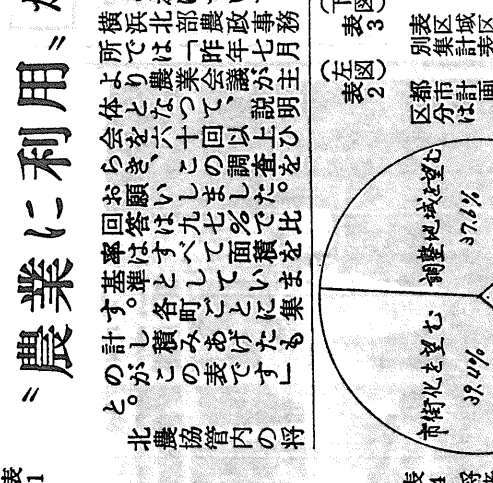
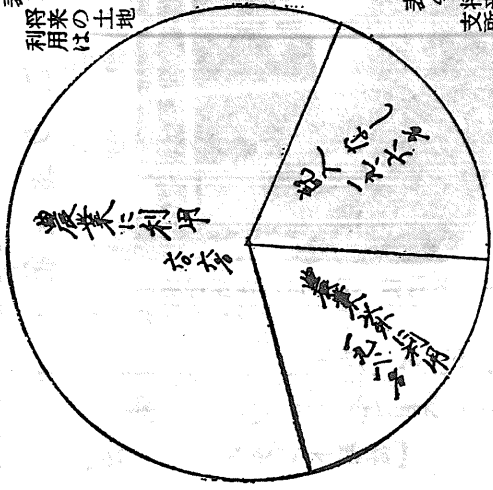
港北区師岡町にて

この左側が市街化区域、右側が調整区域に指定されたが……。この矛盾、隣接区のおおりに受けたのではないだろうか？

市街化区域 調整区域 市街化区域 わかれ道?

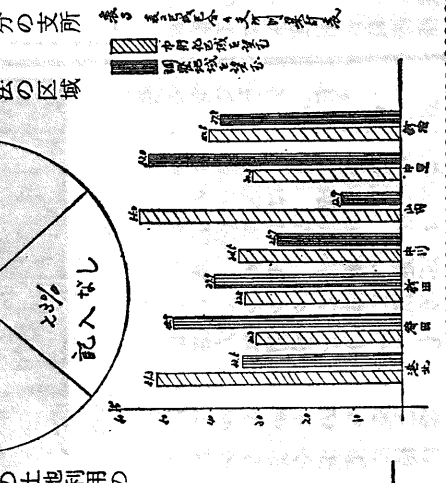
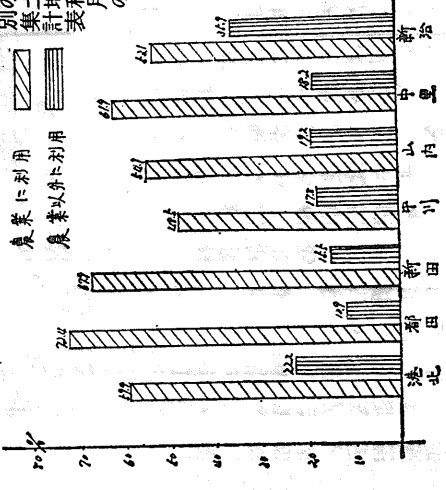


都市計画法特集



農業に利用が60%
このまとめでは、農業に利用すると答えたのが六〇・六%と非常に多く、農業以外の利用を望むものと記入のないのがそれぞれ十九%ずつでした。(表一)

線引きの公聴会
「線引き」に対する意見書、及び公述人の申請の提出日を明日にひかえ、十二月二十四日に、北農協では第二回都市計画法委員会をひらきました。この日午前九時、農協会議室には、市農政局、地域(支所)代表者を含めた代表委員二十数名が集り、張りつめた、空気のなかで会



土地利用意向調査のまとめが示される
また「市街化区域を望む」と反対の調整区域に入りたいはほとんど同じの四〇%弱で判断に迷うのか記入なしが三三%もあるのは注目されます。(表二)

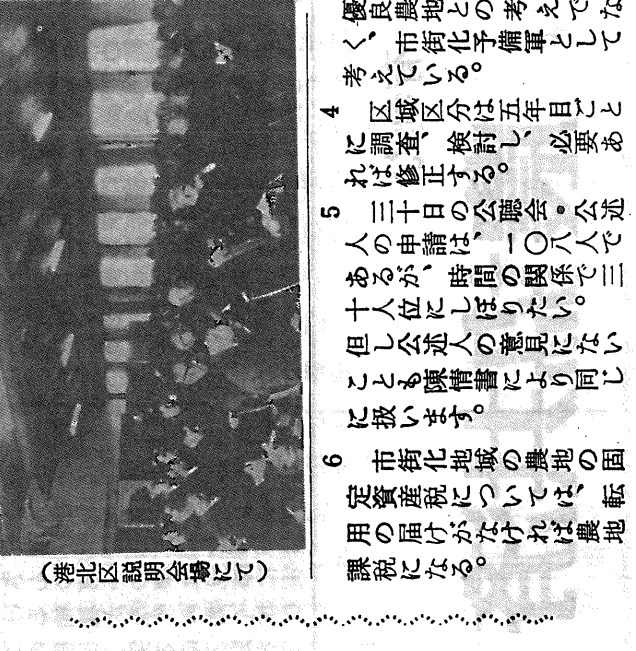
二八件で、内訳は調整区域を望むもの五件、市街化区域を望むもの二三件です。押しよせる都市化のなかにある北農協管内で、組合員が、現在を、そして将来を真剣に考えてとりまとめたこの意見書は、住民総意のかたまりとして尊重されるべきです。(意見書のまとめは二面に)

住民総意の尊重を望む 意見書の提出は一八件
「線引き」に対する意見書、及び公述人の申請の提出日を明日にひかえ、十二月二十四日に、北農協では第二回都市計画法委員会をひらきました。この日午前九時、農協会議室には、市農政局、地域(支所)代表者を含めた代表委員二十数名が集り、張りつめた、空気のなかで会

第20回横浜市農協役員大会をひらく
横浜市農協役員大会も回を重ね今年第二十回。この大会が去る二十日午前十時より中区海岸通り農協会館で盛大に催されました。北農協石渡組合長を大会委員長に選出、飛鳥田横浜市長等のあいさつのおと、表彰ならびに感謝状贈呈。ここで組合功労者として次のかたがたに日頃のご労苦をたたえ、感謝状が贈られました。

調整区は市街化の予備
公聴会の公述人三〇人位にしたい
優良農地との考えでなく、市街化予備地として考えている。
4 区域区分は五年目ごとに調査、検討し、必要あれば修正する。
5 三十日の公聴会・公述人の申請は、一〇八人であるが、時間の関係で三十人位にしたい。但し公述人の意見にないことも陳情書により同じに扱います。
6 市街化地域の農地の固定資産税については、転用の届けがなければ農地課税になる。

都市計画法区民説明会
去る一月十二日と十八日に、都市計画法の区域区分についての説明会が、港北区、緑区で開られ、それぞれ組合員を中心とした二百名近い方が集りました。定刻十時区長のあいさつにつづき、市計画局、江上都市計画課長から「この法律による街づくりは、いわゆる『誰もが住みたくなる都市づくり』がねらい」と



鈴木コト(港北婦人部長) 佐野重雄(都田青年部長) 小山義一(新田、監事) 鈴木光栄(中川、理事) 吉村晴浩(山内、理事) 山崎ヒロ(中里婦人部長) 八木下正(新治、理事) 優良職員表彰で北農協では岩崎好昭(中川支所)外五名、永年勤続表彰で横溝茂(港北支所)外十四名が表彰されました。続いて大会議案Ⅱ協同組合運動を広く、力強く進めよう!!を万場一致承認。参加者七〇〇名農協歌を声高らかに唱い、十二時にこの大会が終了しました。

農民不在の公聴会

納得のいくまで話し合える場を!

北農協意見書を提出

今般県当局より発表されました、新都市計画法の区域区分の線引案案に対し、横浜北農協の意向として、次の理由により意見を具申いたします。

一、調整区域に編入を望んでいる地域にあつては、地域的にも、また農業経営の意欲からも、近代的な農業の確立を志しているため特段の配慮を望みます。

二、調整区域にあつては、農業経営の安定を図るための必要な措置、すなわち税制における問題、基礎整備などには、より積極的な援助と措置を講じて頂きたい。

三、組合員の将来と農協の存立は一体的であり、農協の担当者としては、真剣に将来を考えているものです。

四、農協は、この公聴会を市一ヶ所とし、しかもわずか数時間では、おまじにも事務的です。そこでこの修正計画案を示す場合は、農協単位にまでさけて頂きたい。

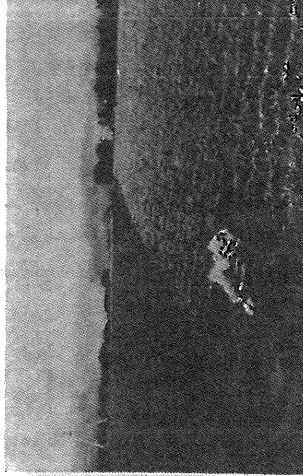
五、法律を伝家の宝刀とし切り捨てご免的な公聴会では、形式的であつて、血の通つたものとは考えられません。

以上われわれ住民の将来と現時点における生活問題または営農計画などに重大な問題をもつことなので、特別な考慮を頂きたい。

昭和四十四年十二月二十五日

港北地区
(市街化区域を希望) 港北区師岡町
住宅などが二百戸以上
耕地は汚れて耕作不可能
三八名連名で申請

新鮮な野菜産地折本の耕地



師岡・上末吉線(巾22メートル)道路建設に際し、将来の発展を希望し、協力してその実現をみたくはります。

しかるに、民意を全く無視断絶のまま一方的指定は非民主的もはなはだしく、絶対に承服できません。

参照(現地を語る一面の写真)

都田地区
(調整区域を希望) 緑区折本町

新鮮な野菜産地 横浜の台所に直結

農業には恵まれた土地でありながら、鶴見川の氾濫には、非常にやまざれた。大正時代には早くも蔬菜に目をつけ、畑の収入で生計をたて、天災にも負けず、ただもくもくと働らきここまで来ました。

折本のニュータウン施工地区は、折本の一番よい農地です。折本の一番よい農地です。折本の一番よい農地です。

高台でもあり、優良農地として残したい。

(市街化区域を希望) 緑区佐江戸町

納税上の苦痛
憂慮しながらも指定変更を麻生線と茅が崎線が町の中央で交り、水道も電話も入り、すでに市街地をみなす形態と考えられます。

ならばもはや乱開発をするより、更に整備された市街地となるのが当然かと思ひます。

(市街化区域を希望) 大 熊 町

(市街化区域を希望) 折本町字東原地区

新田地区
(市街化調整地域を希望) 新羽町長島区域

肥沃な農地での 都市農業を続けたい

ここは、土地改良区域で畑地が多く、肥沃な優良農地です。

(市街化区域を希望) 軟弱野菜・花き栽培をもちこんだ都市農業を計画している地域が、都市化を阻まれては、われわれの生活保障はどうなるのか、これは農業に生きる者の権利の侵害である。

新吉田町早淵川の西側
無計画は乱開発で、農地には危険な廃物の投入などで作付も不能です。

新吉田町早淵川の南面
今回の市街化地区指定は優良農地を保存し、高収益を得ている生活に破たんをもたらすので調整地域に変更したい。

(市街化区域を希望) 新羽町大竹の水田地帯、久保の谷、向谷の水田地帯
新吉田町早淵川の西側
無計画は乱開発で、農地には危険な廃物の投入などで作付も不能です。

この道を行く

第一の夢を实らす

折本町 城田昭次 代

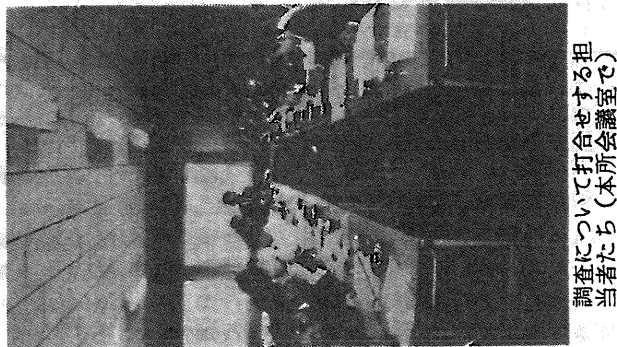
雨が降らないこと以来といわれたある日の午



(いらいやい、商買にはげむ城田さん)

2月1日 農業センサスとともに「農協の調査」にご協力を

二月一日は五年目とに行なわれる世界農業センサスが、全国いつせいにに行なわれます。すでに生産班の方からお話しが



調査について打合せする担当者たち(本所会議室で)

あつたことと思ひますが北農協ではこのセンサスと同時に皆さんの「農業経営と生活対策に関する調査」を行なうこととしました。これは移り変わる時代の中で農協が皆さんの資産と生活をまもる為いろいろな業務を適確に行な

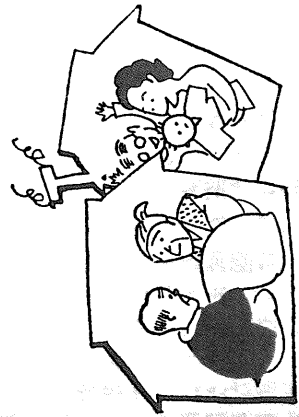
農協では現在組合員皆様に、契約いただいている養老生命共済および共済について、保障範囲の拡大、共済掛金の引下げ、その他契約内容の一部を四月一日より改めることといたしました。

生命共済の保障範囲などが拡大されます。

改訂内容の大筋は
一、後遺障害の範囲を従来七項目から十一項目に拡大する。
二、災害給付金の廉、等級表を三十三項から一〇九項目に拡大する。
三、無診査扱いの共済契約を有診査扱いの共済契約へ変更できます。

四、解除、期間短縮等の契約の異動が発生した場合に返れいまたは、追徴する共済掛金積立の額をそれらの異動が発生した日の属する共済年度の月央で計算するように改めました。
五、共済掛金を百万円契約の場合一〇〇円から一七〇〇円の範囲内で引下げ致します。
六、無診査扱いの共済契約

についての、共済金の削減割合を緩和いたしました。
七、こども共済の掛金を、一律百万円に対し一〇〇円引下げ致します。その他、生命、こども、火災、自動車共済等に一部改訂がありますが、詳細については、改めて契約者あてご連絡いたします。
なお今回の仕組改訂に伴い共済規程の一部変更を行います。



有利な

平和な生活をまもる

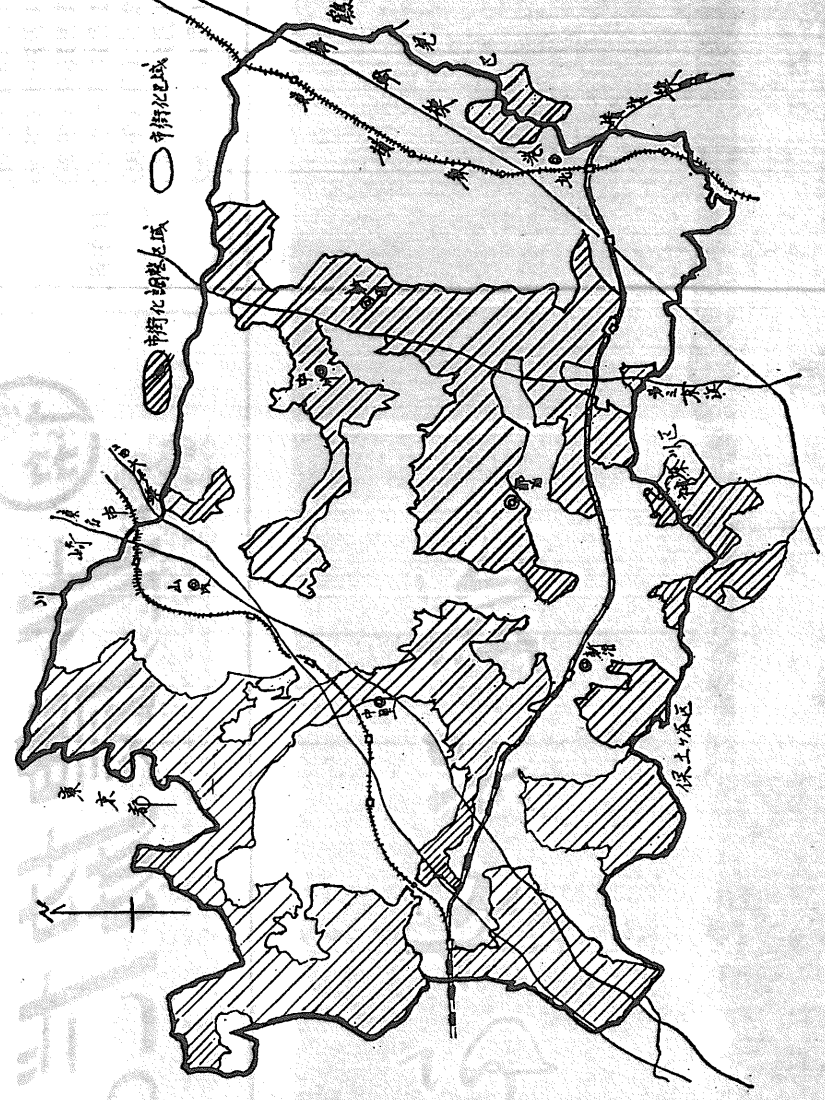
農協共済

命も物車
ど 建 自
生 こ 建 自

◎有利なお申し込みは支所へ

新 都 市 計 画 法

“線引き”いよいよ大詰め!!



横浜市では、去る十二月三日、農業団体長会議ではじめて新都市計画法に基づく市街化区域、調整区域の案を発表しました。

案を発表する

案によると港北区は全体の面積に対して二四・七％にあたる一、〇六〇haが、緑区は四七・二％の三、六六〇haが調整区域になっています。

港北区農業委員会が昨年の春、当局に要望した調整区域は合計二、八一八haで今回示された港北、緑両区の四、七二〇haは一、六倍強となり非常に増えています。このことはすでに開発の計画のある地区が含まれているなどで、今後の交渉にまたれるわけです。

昨年6月14日この法律が施行されてから、農業地区に旋風をまきおこした線引きも半年を過ぎていよいよ大詰め近づきました。

上図は十二月三日に示された市街化区域・市街化調整区域の設定に関する案のうち港北区と緑区の図です。

市のこれからの日程は

- 意見書のまとめ 十二月
- 公述人の選定 十一月
- 公聴会 十一月三十日
- 第三次調整 十二月
- 案の決定 十二月

悔のない対策をたてよう

そこで北農協では、示された案を慎重に検討するため、十二月十八日に対策委員会をひらきました。そして線引きについては悔のないよう、これからの農業対策を協議し、一月にひらかれる公聴会で発言する公述人の選定などを行ないました。

なお北農協対策委員会は各支所より三名の代表と、本所常務、農政事務所などにより設けられています。

この道を行く

事業のなかに夢をもって

網島町 佐藤佐一氏

「去る二十五年から二十六年頃、農業についてのいろいろ考えました。いまさら(当時42才)八百屋もできない。幸い地利はよい。よし旅館をやろうと特産の桃畑をつぶして、27年に「離れ」五軒を建てました。網島駅前佐藤さんは、宅地続きの旅館「新水」を長男に、横浜駅西口で三十九年開店の「清水」を二男に。また網島で昨年十一月二十九日に開いたばかりの

(写真ゆめを語る佐藤さん)



「モデル新屋」を三男にそれぞれ経営をまかせているという。

「仕事をするには時期とおもいきりが大切です。いつも無鉄砲といわれている私ですが、石橋はたたいて渡ります。

事業を伸ばすには夢もち、夢の実現に努めることだと強く感じています。そして世の中のためにつくし、できるだけ還元したい。」と。

土に育ち、土のお蔭で商買ができて、そしていま土に帰っているという佐藤さんは、三反歩のやさしい畑に、いつも朝つくりにかごを背おつて出ていく。また四つ新聞を見、さらに経済雑誌を読むという。

「財産は全部子供に贈与しました。また法人なので家族中が重役社員ですが、みんなで働らいて報酬を受けています。旅館づとめは大変ですが、これが働らく者の喜びでしょう」と話をつまみません。

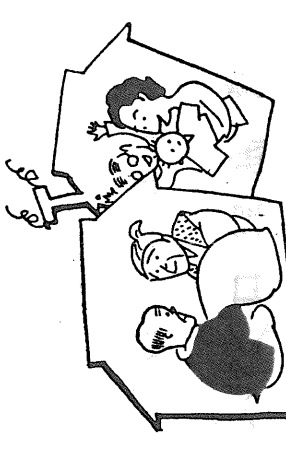
いま佐藤さんの唯一の願いは、長い間苦勞をかけた奥さんに老後の安定した生活で報いること、そして楽しみは子供さん達に電話をかけることと言っていました。

各種
自動車
生命
供物
自生子
建

農協共済

有利な
平和な
生活を
まもる

◎お問合せは各支所へ



知らないで損です

貸屋やアパート・倉庫・土地などを貸して所得を得ている方には、不動産所得がかかります。

昨年と比べて、今年はこれらの所得のある者は倍近く多くなっています。9月号のこの欄で、不動産所得とはどの様なものか、をお話ししましたが、今回は実際に税務署に所得の申告をする場合、どの様なものをそろえたらよいのか、説明してみよう。

先ず不動産所得の計算方法は、次の様に行ないます。

(収入金額) - (必要経費) = 不動産所得

収入金額には、昭和四四年一月一日より、十二月三十一日までの期間に受け取ったお金で通常の家賃や地代の他に、権利金(礼金)、更新料、名義書換料などが含まれます。又、これらの計算をする場合、税法の上では権利確定主義をとっています。これは例えば、地代の様に、四四年八月から

今年の七月まで一年間、いくらで、貸し、その代金は年末に支払うというふうな契約した場合、今年の分(四五年分)が含まれていますが、実際には四四年分の所得とみなされるわけです。反対に代金は、今年の七月に支払うというふうな契約をしていければ、これは四五年分の所得になりますので、申告は来年の二月でよいわけです。

次に、必要経費ですが、これは収入金額と同じで、昨年一年間にかかった費用と

らには、固定資産税、火災保険(建物共済)、修繕費、借入金利息、減価償却費などが、含まれます。なを減価償却費以外はすべて領収書を添付することが必要です。これらが、わかると、簡単に計算出来るわけです。

- ひ、契約期間
- (ア) 建築資金の調達方法(譲渡金額、借入金、その他)
 - (イ) 建築費はいくらか(坪当りの単価)
 - (ロ) アパートなどの場合、玄関、ちうかの部分は、

私は農業をしている者ですが、昭和四二年五月、畑を一〇〇坪、二〇〇万円ですり、貸屋を全額建てました。昨年一年間引き続いて同じ人に月、二万円を貸してあります。私の不動産所得は、いくらでしょうか。なを、この貸屋は畑を売った時、代替資産として譲渡所得の計算をしてあり、固定資産は年間二千元、火災が心配ですので、農協の建物共済に入っており、昨年一年間に掛け金として一万円払い込みました。

2万円×12ヶ月=24万円

1-①

総額 24万円 + 1万円 = 25万円

①-②=所得 24万円 - 1万円20万円 = 23万円80円

この23万80円が、農業所得と合算になり、確定申告をすることになります。

なを、借入金や、自分のお金(代替資産でなく)で建てた場合は、減価償却費として、通常の3倍経費として引けますので、申告する場合、その旨、申出て下さい。

◇俳句会のお知らせ

四五年の新春をむかえ、北俳壇第二回の俳句会を次のとおり行ないます。

一人でも多くご参加下さるよう、お待ちしております。

とき 一月十日午後一時

ところ 北農協本所 会議室

バス停池辺より徒歩一分

兼題 羽子 二句

席題 当日発表 二句

会費 二〇〇円(茶菓、賞品)

不動産所得の申告準備を始めましょう。

- (ハ) 何坪か借りている人の住所、氏名
- (ニ) 以上のことを、申告用紙に書き込みますので、アパートなどを所有している方は一人一人の名前を、きいておくことが必要です。(計算例)

農業協同組合綱領

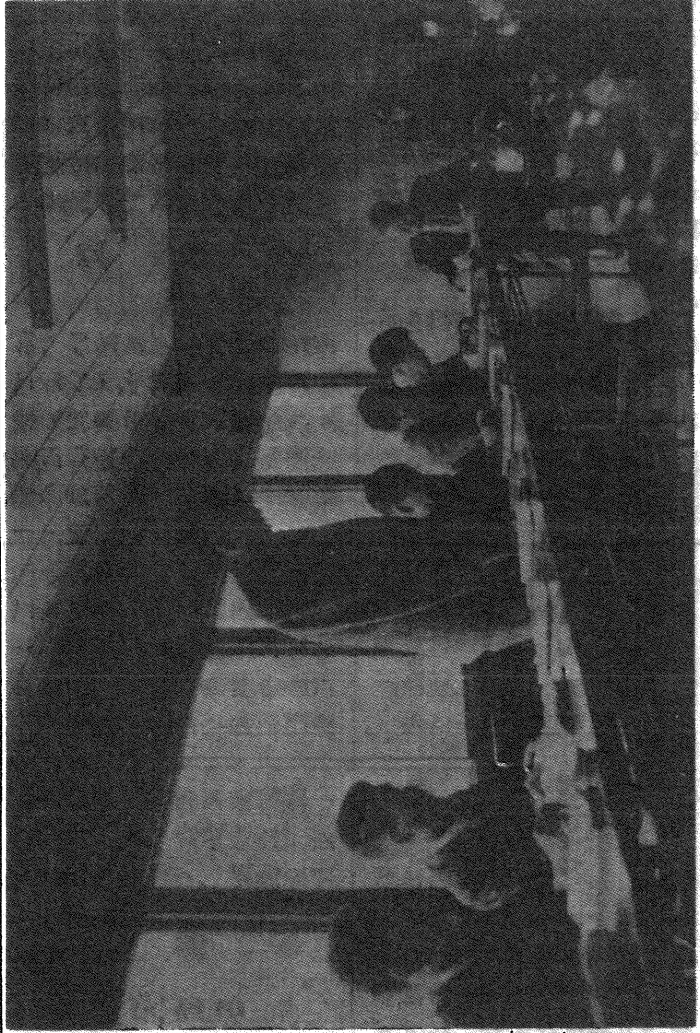
1 われらは組合によって経営と生活を合理化しその郊率を高めよう



北農協だより

編集と発行

横浜北農業協同組合 企画管理室広報課 電話 045 (931) 5502~5504 郵便番号 2 2 6 毎月1回1日発行 全組合員配布



去る四十年二月「横浜市都市づくりの構想」を発表し、市会農協農業会議等に説明してから早くも四年目をむかす計画にそつてまつすぐすすんでいる「港北ニュータウン計画」は横浜市と住宅公団によって、都市計画事業としての土地画整理事業ですすめられています。

港北区のほぼ中心の位置にあつて、早淵川をはさん



「除々に具体化」

現状と関係者の意見

だ北と南の丘陵地帯を中心とした十七の町の全部又は一部で地権者三、〇六一名、面積は二、五三〇ヘクタールの広域でこの中を開発地区約一、三九一ヘクタール、農業専用地区約四二〇ヘクタール、その他の地区約七一九ヘクタールに区分しています。現在この地区は、近郊農業地帯として、横浜をはじめ近くの都市へ新鮮な近在産菜の一大供給源となつています。

画はどのようなか？農業経営地区の設定はどのようにならんだろうと研究し、打合せをしながら前進的に折衝にあたつています。又税制面で急がねばならない理由がでてきました。市長のことはによりますと「それは新都市計画法との関係でこの法律の施行(六月前に区域を定めておかないと、税金の恩典がなくなる)ことになりま

近郊農業の発展を

先日、北農協会議室で行

なわれました打合せ会(真)では、今後のすすめ方として、組合員の皆さんにかかわつてお手伝いすべき事務的な忙大な作業をどのようにすすめたらよいかを話し合いました。この時の、日本住宅公団首都圏宅地開発本部長さんのあいさつ要旨は次の通りです。「この度の合併おめでとうございませ。今後のご発展を祈ります。さて関東一の規模を誇る「ニュータウン計画」については、地主さんをはじめ関係者の絶大なご協力を願つております。この事業は、用地確保がごんごの成否に大きく、ひびきますので、ご理解をいただき、よろしくご協力をお願い致します。公団としては、経験の積み重ねと組織の全力を挙げてとりくみ、計画達成につくすつもりです。農協本来の目的は、農家の生産、流通、消費事業の推進にあるかと思つたので、あるいはスジ違いかも知れませんが、ご協力を得てこそ、はじめて達成するものです。この計画は農業地域の保存をまず考え、そして土地開発、ひいては近郊農業の発展を図るものであり、農業との共存によつて目的が達成されるものです。私共は、持てる財源はフルに使い、最大限の価格を示し、又地主さんと納得ゆくまで語りあい、そして公団に一日も早くご賛同を得たいと思つています。」この話し合いによつて、農協では、直ちに各支所に事務所及び事務局を設置し準備態勢を整えました。横浜北農協では、合併后、最初にして、且重大なる、この港北ニュータウン対策については、持てる力総べてをそそぎ、皆さんの手となり足となつてお手伝い申しあげてまいりたいと思つています。そして港北地区農業の発展を推し進めてまいりたいと思つています。

農業振興地域(市街地調整区域)予想図

Table with columns for area name, area number, and area size (ha). It lists various agricultural zones across different districts like Shinjoh, Minami, and Nishi.

市街地調整区域図まじまる

港北区農業委員会 当局に配慮を要望 新都市計画法については皆さんと共に検討してきましたが、市街地調整区域の大綱が決まりました。港北区農業委員会では皆さんの意志が充分反映するよう次のとおり、要望書を作成し、当局に提出しました。都市計画法に基づく区域設定について建議 第五八国会で新しい都市計画法が制定され、本年六月から施行されようとしておりますが、政令並びに省令等の公布をみない現状から判断して具体性を欠く点もありますが、新法において「農林漁業との調和を図ることを」基本理念とされ、又、新法の目的達成のためには住民と国、地方公共団体が協力しつ、都市づくりすることを責務とされておりますので、当農業委員会は、法の精神を尊重すると共に、農民の利益代表機関として、新法第七条の規定に基づく市街地調整区域図(仮称農業振興地域)を作成いたしました。

農林漁業との健全な調和を図りつつ土地利用を図ることを基本理念とされておりますが、如何なる方法によつて調和を図るか、明確にされたい。 都市計画地方審議会委員の構成には必ず農民代表を入れる措置を講ずること。 都市計画案の作成又は決定に際し、公聴会は必ず開催すること。 昭和四十四年三月十日 横浜市港北区 農業委員会 会長 松沢 健三 農協中央会主催の県下農協組合長会議が、去年の十一月二十七日に開かれ各農協に「都市計画対策委員会」を設置することを申し合わせました。 二月二十日 県農政部長が主要農業団体を集めて、農政について意見をききました。この席で、県農業会議と県農協中央会はそれぞれ都市計画問題で要請を行ないました。 三月十一日 県中央会主催の都市計画対策農協代表者会議が開かれ対策を考え、四月中旬までに、県下各地区の代表、農業会議、農協中央会など農業団体で「神奈川県都市計画対策委員会」を作ることを決めました。 三月十七日 前記の代表者会議の代表が農林省と建設省に都市計画の区域については、農業を重くみるように要請しました。(県農協中央会 農政広報部長足立)